

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（経営管理課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所を廃止し、及び同センターの診療科目を変更するための改正

二 内容

- (一) 埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所の廃止
- (二) 埼玉県立小児医療センターの診療科目を「婦人科」から「産婦人科」に改める。

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(二)は公布の日